

令和6年（2024年）度
放課後児童健全育成事業

大津市立児童クラブ入所案内

【概要と登録手続案内】



大津市福祉部子ども未来局児童クラブ課

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

☎077-528-2776

最新情報は、大津市ホームページ
(児童クラブ課ページ) からご覧ください。⇒



※この【入所案内】は登録手続き後も必要ですので、大切に保管してください。

湖国の感動 未来へつなぐ



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 2025



国スポ

【会期前】9月6日(土)～9月15日(月)
【本大会】9月28日(日)～10月8日(水)

障スポ

【本大会】10月25日(土)～10月27日(月)

【 目 次 】

◇	児童クラブの概要	1～2
◇	登録申請受付について	3～4
◇	申請時に必要な書類	5～6
◇	申請後の流れ	6
◇	保護者負担金の納付方法	7
◇	欠席届	7
◇	保育料及び登録料の減免	8～9
◇	延長保育の利用手続き	10
◇	登録抹消（退所）手続き	10
◇	よくある質問	11
◇	通所登録申請書記入例	12
◇	保育料等減免申請書記入例	13
◇	延長保育利用承認申請書記入例	14
◇	大津市立児童クラブ一覧	15
◇	電子申請一覧	16

児童クラブの子どもたち

「ただいま！」子どもたちが、学校から元気に帰ってくると、支援員が

「おかえり！」と迎えます。

児童クラブは、子どもたちにとって、ほっとできる場所です。

子どもたちは、友だちと遊んだり、おやつを食べたり、宿題をしたりして、
夕方まで過ごしています。

また、年間を通じて、楽しい活動や取り組みもあり、いきいきとした
生活をくりひろげています。

◇ 児童クラブの概要 ◇

【1】児童クラブとは

保護者が労働等により昼間不在となり、家庭において保育を受けることが困難な児童を対象に、放課後等に適切な遊びおよび生活の場を提供し、その健全な育成を図るための施設です。市立の児童クラブは市内37か所に、また民間の児童クラブは令和5年10月現在、市内32か所にそれぞれ開設しています。

(以下は市立の児童クラブについての説明です。民間の児童クラブについては、各クラブにお問い合わせください。)

【2】通所の資格

小学校等に就学している第1学年から第6学年の児童で、本市に住所を有し、保護者のいずれもがそれぞれ次のいずれかに該当することにより、家庭において保育を受けることが困難な児童に通所の資格があります。

- (1) 昼間労働することを常態としていること。(月15日以上かつ1日実働5時間以上)
- (2) 妊娠中(産前8週)であるか、又は出産後8週間を経過しないこと。
- (3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は身体に障害を有していること。
- (4) 同居の親族を常時介護していること。
- (5) 災害等に罹災し、復旧に当たっていること。
- (6) 上記(1)から(5)のほかに、これらに類するものとして市長が認める状態にあること。

※申請時または通所中の資格に変更があった時は各児童クラブへ速やかに連絡し、変更後の通所資格が確認できる書類の提出が必要です。資格が確認できない場合は退所していただきます。

【3】開所時間

開所日	開所時間
通常(学校のある日)	11時00分～18時00分
土曜日	8時30分～18時00分
小学校の振替休業日	8時00分～18時00分
夏・冬・春休みの期間(土曜日を除く)	8時00分～18時00分

※原則上記表のとおりですが、行事や災害などにより各クラブによって開所時間が変更になることがあります。

【4】休所日

日曜日、国民の祝日・休日及び年末年始(12/29～1/3)
その他、市長が特に必要があると認める場合、臨時に休所します。
※臨時に休所する際はメール配信にてお知らせします。

【5】延長保育

開所日の月曜～金曜の18時以降に保育を必要とする児童を対象とします。事前に利用申込みが必要です。詳細は、10ページにある「延長保育の利用手続き」をご覧ください。

【6】保護者負担金

登録料 児童1人につき、10,000円（はじめて登録を受ける場合）
 保育料 児童1人につき、月額10,000円
 ※保育料等の減免制度は、8・9ページを参照してください。
 間食費（おやつ代） 児童1人につき、月額2,500円～3,000円程度
 （児童クラブの開所日数により変動します）

△
令和6年度▽

月（開所日数）	間食費	月（開所日数）	間食費
4月分（25日）	2,750円	10月分（26日）	2,860円
5月分（24日）	2,640円	11月分（24日）	2,640円
6月分（25日）	2,750円	12月分（24日）	2,640円
7月分（26日）	2,860円	1月分（23日）	2,530円
8月分（26日）	2,860円	2月分（22日）	2,420円
9月分（23日）	2,530円	3月分（25日）	2,750円

延長保育料 18時30分まで利用 児童1人につき、月額1,000円
 19時00分まで利用 児童1人につき、月額2,000円
 ※月途中（15日）から利用の場合、延長保育料は半額で負担いただきます。

【7】通所可能な児童クラブ

原則として、通学している小学校区の児童クラブまたは居住学区の児童クラブとなります。
 転居等の特別な事情がない限りは、一度登録した児童クラブの変更はできません。

【8】児童クラブの一日（例）

通常日		学校休業日	
時間	内容	時間	内容
下校時	帰所 宿題 遊び	8時（土曜は8時30分）	登所
		9時	朝の会 学習（宿題など） 遊び
		12時	昼ごはん（お弁当持参） 休息
		14時	遊び
15時30分頃	おやつ		
	遊び 片付け		
17時頃	帰りの会 帰宅 ※17:30（10/15～2/15は17:00）に、方面ごとに集団で帰ります。 ※集団帰宅をしない場合は、18時までにお迎えが必要です。		
18時	延長保育開始 ※延長保育時間はお迎えが必須です。土曜日は、延長保育はありません。		
18時30分または 19時	延長保育終了		

◇ 登録申請受付について ◇

大津市立児童クラブへの通所登録を希望される方は、下記の日程で受付を行いますので、通所登録申請書（または通所登録継続申出書）にご記入の上、申請期間内に必要書類を全てそろえてお申し込みください。申請期間を過ぎると受付はできません。また、受付場所・期間は変更になることもありますので、最新情報を広報おおつやホームページにてご確認ください。

【1】申込み期間・方法

	受付期間	受付場所・時間
4月1日入所 (新規・再登録)	<p style="text-align: center;">令和6年1月4日(木) ～<u>令和6年1月31日(水)</u></p> <p>※決定通知は令和6年3月上旬に発送予定。 ※受付期間を過ぎてからの申込は、<u>5月1日</u>以降の入所登録となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所児童クラブ課 (市役所別館1階) 9時～17時(土日祝日除く) ・各市立児童クラブ 11時～13時(土日祝日除く) 9時～13時(土曜日のみ)
年度途中(5月～3月)の入所 ※入所日は毎月1日	<p style="text-align: center;"><u>入所希望月の前月15日まで</u> (ただし、15日が土日祝日の場合、直前の開庁日まで)</p> <p>※決定通知は、入所希望月の前月20日ごろに発送予定。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所児童クラブ課 (市役所別館1階) 9時～17時(土日祝日除く)

※児童クラブの保育料等を滞納している場合は(兄弟姉妹の利用分も含む)、申請前に全額納付していただきます。

※支所及び郵送では受付できません。ただし、大津市に転入予定の方で、上記受付場所・時間に申請が難しい場合は、児童クラブ課までお問い合わせください。

※就労開始(または育児休業・病休等からの復帰)で入所を希望される場合は、就労開始日によって申請受付期間、入所可能月が異なりますので、申請の際は就労開始(または育児休業・病休からの復帰)日にご注意ください。4/1入所の場合、4/15までに就労開始する必要があります。

就労開始日 (育児・病休復帰日)	申請受付期間	入所可能月
1日～15日	就労開始(育児・病休復帰)月の前月15日まで	就労開始月の1日から
16日～31日	就労開始(育児・病休復帰)月の15日まで	就労開始月の次月の1日から

【3】継続入所申請

通所中の児童が新年度も継続して通所を希望する場合、継続の申出が必要です。11月に通所の要件の確認作業とともに継続の意思確認を行います。継続の申出がないと新年度の4月1日から通所することはできません。また、11月の確認作業の時点で通所の要件が認められない場合、判明時点で退所いただくことになります。

【4】期間入所申請

通年入所中であれば、長期休暇中も利用できます。

夏・冬・春休みの期間のみ入所する場合は、下記のとおり期間内にお申込ください。

入所に十分な準備期間が必要なため、受付期間が早くなっています。締切厳守をお願いします。

入所期間	申請受付期間	受付場所
夏休みの期間入所 参考：大津市立小学校は 7/21～8/31 保育料：14,000円 <u>※夏休み期間入所に限り、</u> <u>保育時間は15時まで、</u> <u>間食提供および土曜保育は</u> <u>ありません。</u>	<u>令和6年5月20日(月)～</u> <u>6月10日(月)まで</u>	<ul style="list-style-type: none">市役所児童クラブ課 (市役所別館1階) 9時～17時 (土日祝日除く)各市立児童クラブ 11時～13時 (土日祝日を除く) 9時～13時 (土曜日のみ)
冬休みの期間入所 参考：大津市立小学校は 12/24～1/6 保育料：500円×開所日数 間食費：110円×開所日数	<u>令和6年10月25日(金)～</u> <u>11月15日(金)まで</u>	市役所児童クラブ課 9時～17時 (土日祝日除く)
春休みの期間入所 参考：大津市立小学校は 3/25～4/7 保育料：500円×開所日数 間食費：110円×開所日数	<u>令和7年1月22日(水)～</u> <u>2月7日(金)まで</u>	市役所児童クラブ課 9時～17時 (土日祝日除く)

※受付場所・時間に変更になる場合があります。最新情報は大津市ホームページをご確認ください。

◇ 申請時に必要な書類 ◇

下記書類は、各児童クラブおよび市児童クラブ課にごさいます。また、一部の書類は大津市ホームページの児童クラブ課ページにも掲載しております。通所要件をご確認いただき、書類をすべて揃え、受付場所へご持参ください。（必要書類がないと受付できません。）

【1】大津市立児童クラブ通所登録（継続）申請書（記入例：12ページ）

児童一人につき1枚の提出が必要です。当該申請書をそのまま児童台帳として使用いたします。

【2】保護者の就労状況証明書・その他証明する書類

労働等により昼間不在となり、家庭において保育を受けることが困難であることを証する書類（発行日が、手続き日の3ヶ月前の日の属する月以内のものに限る）が、保護者それぞれの分必要です。通所の資格によって、提出書類が異なりますので余裕をもってご準備ください。

※こちらの書類については、発行日が有効なものであれば写しのご提出が可能です。

※提出後の書類のコピーをお渡しすることや別の申請へ流用するなどの対応はできかねます。

通所の資格	必要書類
<p>(1) 昼間労働することを常態としていること ※時間及び日数が、下記のいずれにも該当していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1ヶ月に15日以上 ・おおむね午前8時30分から午後6時までの間において1日5時間以上 ・1日に児童の放課後の時間帯において1時間以上 	<p>○保護者の就労状況証明書 ※個人事業主の場合は、開業届や確定申告書などの事業実態が確認できる書類の写しも必要です。（株式会社等の代表や役員は除く） ※申請時に就労（復職）予定の場合は、勤務開始後に証明書の再提出が必要です。 ※ダブルワークの方は、それぞれ就労証明書を用意してください。 ○必要に応じてシフト表や出勤簿等</p>
<p>(2) 妊娠中であるか、又は出産後8週間を経過しないこと</p>	<p>○母子手帳（写） （出産する方の名前と出産予定日が確認できるページ） ※産前8週間以前の場合は、保育が困難な状況及び期間がわかる診断書等</p>
<p>(3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は身体に障害を有していること</p>	<p>○保育が困難な状況及び期間がわかる診断書等 ※「保育等の軽減を必要とする」「療養のため保育施設等を利用することが望ましい」等の<u>保育が困難であることの明記が必要です。</u>（症状のみや就労が困難である記載だけでは審査できません。）</p>
<p>(4) 同居の親族を常時介護していること ※介護する日数・時間が「就労」の基準に相当すること。</p>	<p>○介護により保育が困難な状況がわかる（被介護者の）診断書等 ※「常時同居の家族の介護を要する」等の明記が必要です。</p>
<p>(5) 火災、風水害等の災害にり災し、復旧にあたっていること</p>	<p>○り災証明等および復旧の従事状況がわかるもの</p>
<p>(6) 上記のほかに、これらに類するものとして市長が認める状態にあること</p>	<p>○上記以外の保育が困難な状態等がわかるもの《就学の方》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在学が確認できる書類（例：在学証明書、学生証） ・(1)就労の基準に相当する日数・時間において、就学していることが確認できる資料（例：カリキュラム、時間割）

【3】口座振替依頼書（本人控えの写し）

保育料、間食費、登録料及び延長保育料のすべての負担金を登録の口座より振替します。

新規申請の方及び再登録で口座の変更を希望する方は、必要事項を記入（1部につき児童2人まで記入可）し、取扱金融機関で手続きをしてください。金融機関で手続きを済ませた「口座振替依頼書」（本人控えの写し）を、必ずお持ちください。

○取扱金融機関

滋賀銀行 みずほ銀行 関西みらい銀行 京都銀行 京都信用金庫
京都中央信用金庫 滋賀県信用組合 京滋信用組合 滋賀県民信用組合 近畿労働金庫
近畿産業信用組合 三菱UFJ銀行 レーク滋賀農業協同組合 滋賀中央信用金庫
近畿二府四県内のゆうちょ銀行 の各金融機関の本店及び支店

※以前に登録された口座が三井住友信託銀行である場合、口座振替のサービスが令和5年11月末に終了するため、別の金融機関の口座を登録してください。

※口座振替依頼書は、支所および一部金融機関にも設置しております。

※口座振替日は、7ページをご確認ください。

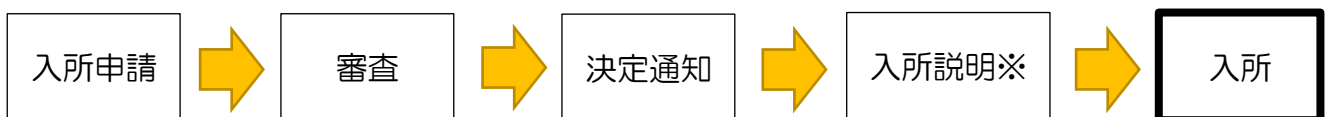
【5】保育料等減免申請書（記入例：13ページ）

8～9ページをご確認の上、該当する場合は児童一人につき一枚申請書をご提出ください。

【4】延長保育利用承認申請書（記入例：14ページ）

開所日の月曜～金曜の18時以降に保育を必要とする児童を対象とします。利用を希望する場合は児童一人につき一枚申請書をご提出いただくか、期日までに電子申請してください。※詳しくは、10ページをご確認ください。

◇ 申請後の流れ ◇



※各児童クラブの概要や生活を説明する「入所説明」を児童クラブにて保護者の方に受けていただきます。再登録であっても「入所説明」は必ず受けていただくこととなりますので、ご了承ください。

【注意事項】

- 申請内容について事実と異なることが判明した場合、決定の取消または登録抹消となる可能性があります。
- 児童クラブの利用を取り下げる場合は、入所日の一週間前までに（期間入所の方は入所説明までに）児童クラブ課までご連絡ください。申出が無い場合は、入所月の保育料等をいただきます。
- 入所決定後に保育が必要な事由・世帯構成・住所・保護者・勤務先等の申請内容が変更になった場合は、速やかに児童クラブ課に申し出てください。

◇ 保護者負担金の納付方法 ◇

【1】納付方法

保育料、間食費、登録料及び延長保育料のすべての負担金を登録の口座より振替します。

口座振替日は毎月月末（当日が金融機関休業日の場合は翌営業日）です。

<令和6年度口座振替日>

	口座振替日		口座振替日
4月分	4月30日（火）	10月分	10月31日（木）
5月分	5月31日（金）	11月分	12月 2日（月）
6月分	7月 1日（月）	12月分	1月 6日（月）
7月分	7月31日（水）	1月分	1月31日（金）
8月分	9月 2日（月）	2月分	2月28日（金）
9月分	9月30日（月）	3月分	3月31日（月）

※口座振替日に残高不足等で引き落としができなかった場合、納付書を送付しますので、速やかにお支払いください。

【2】口座振替の変更手続きについて

- ① 口座名義、銀行、支店等を変更する場合、改めて「口座振替依頼書」の手続きが必要です。
- ② 次年度以降継続して入所される場合、変更がなければ手続きは不要です。

【3】注意事項

- ① 登録料及び保育料
登録料は1ヶ月、保育料は3ヶ月以上滞納となった場合、通所登録抹消の措置をとらせていただきます。
- ② 督促手数料及び延滞金
保育料等を滞納されると、督促手数料および延滞金が加算されます。

◇ 欠席届 ◇

【1】間食費の減額（欠席届）について

連続して6日以上（休所日を除く）欠席する場合は、欠席する日の10日前まで（疾病、けが等の特別な理由の場合は発生後速やか）に欠席届を児童クラブ課または各児童クラブへ提出するか、大津市電子申請サービスより申請を行ってください。（16ページにQRコードを掲載しています。）欠席期間の間食費を減額します。

【2】注意事項

- ① 欠席届の提出がない場合は、該当されていても減額できません。
- ② 欠席届を提出した期間中に、急遽保育が必要となった場合は、児童クラブにご連絡のうえ、通所することは可能ですが、間食費の減額は適用されなくなります。
- ③ 欠席届を提出した期間中は、保育料が減額されることはありません。月額を徴収します。
（負傷又は疾病のため全月にわたって欠席する場合は除く）
- ④ 就労開始日等の都合で、やむを得ず入所日から6日以上欠席する場合は、入所申請時に欠席届を提出してください。
- ⑤ 欠席とは、一日児童クラブを利用しないということです。間食提供時間以前に帰宅する場合は、欠席ではなく早退になり、欠席届の対象ではありません。

◇ 保育料及び登録料の減免 ◇

【1】減免申請について

減免対象になる方で減免を希望される場合は、減免申請書(ホームページからもダウンロード可)を児童クラブ課または各児童クラブに提出してください。減免対象に該当するかどうか審査しますので、お早めに申請していただきますようお願いいたします。

※申請がない場合は、該当されていても減免の適用はできません。また申請書の提出が遅れた場合、月をさかのぼっての減免適用はできません。(記入例：13ページ)

	減免対象	減免区分	内 容
①	生活保護法の規定により保護を受けている場合	免除	保育料 10,000円 → 0円 登録料 10,000円 → 0円
②	保護者のいずれもが令和4年1月～12月までの所得に係る令和5年度市民税が非課税である(市民税がかかっていない)場合		
③	児童が負傷又は疾病のため全月(1日～31日)にわたって欠席した場合	免除	該当月分のみ 保育料 10,000円 → 0円
④	災害その他特別の事情がある場合	免除 又は 減額	必要と認められる額を減免
⑤	①②に該当する者を除き、ひとり親家庭等に属する場合 ※ひとり親家庭等とは、母子(父子)の届けを行った者及び児童扶養手当法の規定による認定(母子認定・父子認定)を受けた世帯	減額	保育料の1/5に相当する額
⑥	児童が兄弟姉妹で2人以上クラブに通所登録している場合 (兄弟姉妹の最年少の児童以外の児童が対象)	減額	(最年少児童以外の兄弟) 保育料の1/5に相当する額
⑦	ひとり親家庭等に属しかつ兄弟姉妹で通所登録している場合	減額	(最年少の児童) 保育料の1/5に相当する額 (最年少児童以外の兄弟) 保育料の2/5に相当する額

【2】注意事項

- ① 令和5年度の市民税（令和4年中の所得にかかる市民税）が非課税であるため免除申請される場合や生活保護、ひとり親、その他特別の事情のある場合の減免申請についても、その状況に関する公簿の確認が必要になるため、申請書の同意書欄に署名してください。
- ② 令和5年1月2日以降に大津市へ転入された方で非課税を理由に減免申請される場合は、前住所地の市町村で、令和5年度（令和4年分）の非課税証明書を取り寄せていただき、減免申請書と併せて提出してください。
- ③ 減免申請は、毎年度または通所登録申請の都度に提出が必要です。前年度に減免の適用を受けていた方も、必ず申請書を提出して下さい。
- ④ 保育料等の減免は、申請書を提出いただき、審査のうえ決定いたします。決定した場合は、申請書を受理した月からの適用となります。申請がない場合は、該当されていても減免の適用はできません。また申請書の提出が遅れた場合、月をさかのぼっての減免適用はできませんので、ご注意ください。
- ⑤ 減免申請書は児童1人につき、1枚提出が必要です。
- ⑥ 減免決定を受けた方で、減免に係る申請事由の消滅等、変更があったときは、速やかに児童クラブ課または各児童クラブへ届け出てください。連絡がない場合でも、上記の変更等が明らかになったときは決定を取り消し(変更し)、さかのぼって保育料等を納付いただくことがあります。
- ⑦ 延長保育料の減免はありません。

◇ 延長保育の利用手続き ◇

【1】延長保育利用時間および保育料

(1)月曜から金曜までの18時00分から18時30分まで 月額1,000円

(2)月曜から金曜までの18時00分から19時00分まで 月額2,000円

※原則お迎えです。土曜日の延長保育はありません。

※月の途中(15日)からの利用や冬・春休み入所、転出などにより月の途中(14日まで)に利用承認が取消された場合は半額とします。

※利用承認期間中は利用がなくても延長保育料がかかります。

【2】利用開始・変更申請

延長保育の利用を希望する場合や、延長保育の時間もしくは期間を変更する、または中止する場合は下記のとおり、申請書を児童クラブ課または各児童クラブへ提出するか、大津市電子申請サービスより申請を行ってください。(16ページにQRコードを掲載しています。)

申請種別	受付期間	申請書	受付場所・時間
1日(月初)からの利用開始申請	利用希望月の前月15日まで	延長保育利用承認申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所児童クラブ課(別館1階) 9時~17時(土日祝日は除く) ・各児童クラブ 11時~18時(日祝日は除く) ・電子申請サービス
15日からの利用開始申請	利用希望月の前月の末日まで		
時間・期間の変更	変更希望日(毎月1日)の前月15日まで	延長保育利用変更(中止)承認申請書	
中止	中止希望日(毎月1日)の前月15日まで		

※延長の中止を行った場合、再度延長保育を利用するには利用申請が必要になります。

◇ 登録抹消(退所)手続き ◇

【1】毎月月末が退所日となりますので、「通所登録抹消申出書」を退所予定日の10日前までに児童クラブ課または各児童クラブへ提出するか、大津市電子申請サービスより申請を行ってください。(16ページにQRコードを掲載しています。)

【2】他市への転出や入所要件がなくなった場合は月の途中での抹消が可能です。月の途中での登録抹消の場合は、保育料及び間食費を開所日数による日割計算(一日あたり保育料500円、間食費110円)を行い、当該月の口座振替日に引き落とします。

【3】抹消届の提出がない場合は、在籍されているものとして保育料等を徴収します。

◇ よくある質問 ◇

Q1 求職中でも児童クラブに通えますか

求職中では通所できません。通年入所の場合、入所月の15日（期間入所の場合、利用開始日）までに、就労予定であることがわかる就労証明書や雇用決定通知書等の書類を申請時に提出していただきます。提出が困難である場合は事前に児童クラブ課にご相談ください。

Q2 育児休業から復職予定で、弟妹の保育施設を申請中です。結果がわかるのが児童クラブの締切後になり、結果次第で復職日が延びるのですが、どうすればいいですか

復職（予定）日が記入された就労証明書を取得し、児童クラブの入所申請もあわせて行ってください。結果がわかり次第、児童クラブ課に必ずご連絡してください。結果を受けて、復職日が延びる場合は、入所希望月を繰り下げることが可能です。それに伴い、改めて就労証明書を取得いただく場合もあります。☆復帰日については、3ページをご確認ください。

Q3 定員はありますか

公立児童クラブは現在定員を設けていません。1ページに記載している通所資格がある方はみなさん入所していただけます。ただし、第2瀬田児童クラブの児童数が一定を超える場合は、第2瀬田に申請をしていただいても、同じ学区内の瀬田児童クラブに登録となる場合がありますので、ご了承ください。

民間児童クラブは定員がありますので、ご希望の児童クラブにお問い合わせください。

Q4 見学は可能ですか

公立児童クラブは、見学が可能です。ご希望の児童クラブにお電話していただき、見学の日程を調整してください。保育時間中は見学が難しい場合があります。（入所申請できるのは、通学または居住する小学校区にある児童クラブです。）

民間児童クラブは、見学可能かどうかご希望の児童クラブにお問い合わせください。

Q5 児童クラブを一時的に休所して、必要なときに再開できますか

休所制度はございません。保育が必要でなければ退所し、必要になるタイミングで再度入所の申請をしてください。

一定期間欠席する場合は、欠席届を提出してください。間食費のみ控除いたします。1ヶ月以上の欠席が続く場合は、保育の必要性をお伺いすることがあります。

こんなときは速やかに児童クラブ課にご連絡ください。

- 結婚 ● 離婚
- 住所変更（転居・転出）
※転出の場合、入所要件がなくなります。必ず事前にご連絡ください。
- 世帯構成の変更
- 保護者の就労先の変更（転職・異動等）
- 保護者の入所資格の変更
※変更後の通所資格が確認できる書類の提出が必要です。
資格が確認できない場合は退所していただく場合があります。
- ひとり親の認定が外れた場合

記入例

大津市長

令和〇年〇月〇日

どちらかを〇で囲む

新規 再登録

大津市立児童クラブに通所したいので、大津市立児童クラブ条例第6条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて通所登録を申請します。

どちらかを〇で囲む

※ 太線の枠内を記入して下さい。

登録希望児童氏名	(フリガナ) オオツ ヒカル 大津 光	性別 <input checked="" type="radio"/> 男・女	生年月日 平成〇年 〇月 〇日	兄弟姉妹で2人以上の申請 有・ <input checked="" type="radio"/> 無
	長等 小学校 1 年生		希望する児童クラブ名 長等 児童クラブ	
	(住所) 〒 520- 8575 大津市 御陵町 3-1		(氏名) フリガナ オオツ タロウ 大津 太郎 就労先電話番号 (077) ΔΔΔΔ-〇〇〇〇 (直通)	
保護者	自宅電話番号 (077) 〇〇〇-〇〇〇〇		(氏名) フリガナ オオツ ハナコ 大津 花子 就労先電話番号 (077) 〇〇〇〇-ΔΔΔΔ (直通)	

登録希望期間 令和 〇 年 4 月 1 日 から 令和 〇 年 3 月 31 日まで

登録希望理由
具体的な理由
〔子どもの帰宅時に保護者のいずれもが就労しており、家庭で保育できないため。〕

夏休みなどの期間入所以外は、利用年度の最終日を記入する

保護者の就労先電話番号は、なるべく直通の番号を記入する

※「集団生活に慣れる」「兄弟と一緒に通所する」「異年齢との関わりを持つ」等の理由は該当しません

緊急時連絡先は携帯電話等の必ず連絡がとれる番号を記入する

家族の状況(同居されている方もご記入ください)	児童との続柄	氏名	年齢	職業等	緊急時連絡先	備考(勤務先等)
	父	大津 太郎	38	会社員	090-xxx x-0000	(株)〇×大津支店
	母	大津 花子	37	看護師	080-000 0-ΔΔΔΔ	〇×病院
	祖父	大津 Δ〇	68	会社員	090-xxx x-00xx	〇〇(株)滋賀支店
	祖母	大津 Δ×	66	パート	090-xx0 0-00xx	〇×会社
	兄	大津 〇〇	9	小学4年生		自宅で過ごせる
	本人	大津 光	8	小学1年生		
	妹	大津 〇×	3	保育園		〇〇保育園

備考 通所を開始する年度の通所登録の記載事項は、その

新年度の学年を記入する

会社名・支店名等も記入する

児童本人も記入する

※ この欄は、記入しないでください。

新規	登録年月日	登録抹消年月日	備考	受付印
再登録	令和 年 月 日	令和 年 月 日		

大津市立児童クラブ保育料等減免申請書

令和 6 年 1 月 〇 日

記入例
(通所登録申請の都度提出が必要です)

所 大津市 御陵町 3-1

保護者氏名 大津 太郎

電話番号 () -

大津市立児童クラブの保育料等の減免を受けたいの次のおり保育料等の減免を申請します。

児童1人につき1枚申請書を提出してください

により、

フリガナ 児童氏名	オオツ ヒカル 大津 光	生年月日	平成 〇 年 〇 月 〇 日
児童クラブ名	大津市立 長 等 児童クラブ	1	学年
減免等の内容	<input type="checkbox"/> 登録料及び保育料の免除 <input type="checkbox"/> 保育料の減額		
保育料の減免の申請期間	令和 6 年 〇 月 〇 日 から 令和 7 年 3 月 31 日 まで		
免除	<input type="checkbox"/> (1)生活保護法による保護を受けているため <input type="checkbox"/> (2)前年度分の市民税が(令和4年中の所得に基づくものをいう)非課税であるため <small>※ 令和5年1月2日以降、大津市に転入された方は、前住所地の市区町村で令和5年度の市民税非課税証明書を取り寄せて、添付してください。</small> <input type="checkbox"/> (3)負傷又は疾病のため全月にわたって児童クラブを欠席したため <small>(欠席期間 年 月 日から 年 月 日まで)(傷病名:)</small> <input type="checkbox"/> (4)災害その他特別の事情があるため <small>(下記のとおり)</small> <small>※ 下記の□のいずれかにレ印を付けてください。</small> <input type="checkbox"/> 不慮の災害により生活の基礎となる資産に重大な損害を受けたため <input type="checkbox"/> 児童がいわゆる不登校により全月にわたって欠席したため		
減額	<input type="checkbox"/> (5)ひとり親家庭等であるため <small>※「ひとり親家庭等」とは母子(父子)の届けを行った者及び児童扶養手当法の規定による認定を受けた世帯です。</small> <input type="checkbox"/> (6)兄弟姉妹が同じ児童クラブに通所しているため <small>※ 兄弟姉妹のうち最年少の児童以外の児童が対象です。</small>		
同意書	保育料等減免の決定のために必要があるときは、市長がその職員をして私及び私と同一世帯を構成する者の市民税の課税状況、生活保護の受給状況及び身分関係に係る公簿を閲覧させることについて同意します。 令和 6 年 1 月 〇 日 住 所 大津市 御陵町 3-1 保護者氏名 大津 太郎 印		

該当するすべての申請理由および減免等の内容の□にすべてレ印をつけてください

申請理由の(1)(2)(5)に該当する方は同意書に記入してください

押印をお願いします

備考 1 該当する申請理由の□に、レ印を付けてください。
2 申請理由の(1)、(2)及び(5)に該当し、公簿の閲覧に同意される方は、同意書に署名、押印してください。

※この欄は記入しないでください。				受付印
生活保護	非課税	入力	確認	
全月欠席	災害その他			
ひとり親	兄弟			
ひとり親+兄弟				



○年 ○月 ○日

(宛先)

大津市長

住 所 **大津市御陵町3-1**

保護者氏名 **大津 太郎**

電話番号 (077) 〇〇〇 - 〇〇〇〇

延長保育を利用したいので、大津市立児童クラブ条例第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

フリガナ 児 童 氏 名	オオツ ヒカル 大津 光	生年月日	平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日
児童クラブ名	大津市立 長等 児童クラブ	1 学年	
利用時間	午後6時から <input type="checkbox"/> 午後6時30分まで <input checked="" type="checkbox"/> 午後7時まで ※必ずどちらかの□にレ印をお願いします。		
利用希望期間	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 ~ 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日		
申込理由	帰宅に時間を要し、両親ともに残業があるため		

(保護者の勤務状況)

保護者氏名	大津 太郎 続柄 (父)	大津 花子 続柄 (母)
勤務先名称	(株)〇×大津支店	〇×病院
所在地	大津市里一丁目〇×	大津市南小松〇〇×
連絡先	TEL 077 (△△△△) 〇〇〇〇	TEL 077 (〇〇〇〇) △△△△
勤務時間	9時00分から18時00分まで	8時30分から17時30分まで
時間外・変則勤務の状況	毎日2~3時間の時間外勤務あり	毎日1時間の時間外勤務あり 月に2回の宿直勤務及び夜勤あり
勤務先から児童クラブまでの交通手段と所要時間	交通手段 車 所要時間 1 時間 10 分	交通手段 徒歩、電車 所要時間 時間 30 分

※承認期間中は、利用の有無にかかわらず延長保育料が発生します。

※この欄は記入しないでください			受付印
新・再	入力	確認	
継	/		

◇大津市立児童クラブ一覧◇

児童クラブ名	住 所	電話番号
小松児童クラブ	南小松 1 1 5 6 番地の 2	5 9 6 - 2 5 0 1
木戸児童クラブ	木戸 2 6 7 番地	5 9 2 - 0 1 6 6
和邇児童クラブ	和邇高城 5 0 番地の 3	5 9 4 - 3 9 1 9
小野児童クラブ	水明一丁目 3 7 番地 1	5 9 4 - 4 6 5 7
伊香立児童クラブ	伊香立下在地町 1 2 2 2 番地の 1	5 9 8 - 2 2 6 6
真野児童クラブ	真野四丁目 6 番 1 7 号	5 7 2 - 0 2 3 0
真野北児童クラブ	緑町 1 5 番 1 7 号	5 7 2 - 4 2 5 5
堅田児童クラブ	本堅田三丁目 8 番 3 号	5 7 2 - 2 5 2 2
仰木児童クラブ	仰木四丁目 1 5 番 8 号	5 7 2 - 1 1 2 1
仰木の里児童クラブ	仰木の里四丁目 4 番 1 号	5 7 4 - 1 8 7 0
仰木の里東児童クラブ	仰木の里東六丁目 1 番 2 号	5 7 2 - 3 1 1 0
雄琴児童クラブ	雄琴二丁目 1 6 番 1 号	5 7 8 - 5 8 6 0
日吉台児童クラブ	日吉台三丁目 3 3 番 4 号	5 7 9 - 5 1 6 8
坂本児童クラブ	坂本三丁目 1 2 番 5 7 号	5 7 8 - 6 4 6 8
下阪本児童クラブ	下阪本四丁目 1 0 番 1 号	5 7 8 - 4 2 4 6
唐崎児童クラブ	際川三丁目 3 8 番 2 号	5 2 2 - 6 6 0 0
志賀児童クラブ	錦織二丁目 9 番 2 9 号	5 2 5 - 3 1 4 0
山中比叡平児童クラブ	比叡平一丁目 4 5 番 4 号	5 2 9 - 2 4 7 1
藤尾児童クラブ	茶戸町 1 0 番 1 号	5 2 5 - 1 4 2 8
長等児童クラブ	大門通 1 1 番 2 7 号	5 2 6 - 0 9 9 8
逢坂児童クラブ	音羽台 6 番 2 6 号	5 2 6 - 2 4 4 0
中央児童クラブ	島の関 1 番 6 0 号	5 2 6 - 0 0 7 1
平野児童クラブ	馬場二丁目 1 3 番 1 5 号	5 2 5 - 0 7 3 7
膳所児童クラブ	中庄二丁目 8 番 1 7 号	5 2 4 - 2 9 7 2
富士見児童クラブ	富士見台 4 2 番 1 6 号	5 3 3 - 0 9 5 5
晴嵐児童クラブ	光が丘町 4 番 7 0 号	5 3 4 - 7 6 0 2
石山児童クラブ	石山寺三丁目 1 1 番 2 0 号	5 3 3 - 0 7 0 9
南郷児童クラブ	南郷一丁目 1 5 番 9 号	5 3 4 - 1 4 1 9
大石児童クラブ	大石東七丁目 7 番 3 4 号	5 4 6 - 7 7 3 4
田上児童クラブ	関津六丁目 1 9 番 1 号	5 4 6 - 3 0 4 8
上田上児童クラブ	平野一丁目 1 8 番 5 号	5 4 9 - 2 1 8 1
青山児童クラブ	青山三丁目 1 6 番 3 号	5 4 9 - 2 4 6 8
瀬田児童クラブ	大江四丁目 2 番 6 0 号	5 4 3 - 0 0 5 8
第 2 瀬田児童クラブ	大江五丁目 3 3 番 5 0 号	5 4 3 - 2 8 3 0
瀬田南児童クラブ	三大寺 1 番 1 1 号	5 4 5 - 6 4 0 2
瀬田東児童クラブ	一里山三丁目 4 番 1 号	5 4 3 - 1 8 1 3
瀬田北児童クラブ	大將軍一丁目 1 4 番 2 号	5 4 3 - 6 6 0 6

各種電子申請について

以下に記載のある申請については、パソコン及びスマートフォンからも申請ができます。大津市ホームページ内、児童クラブ課ページの電子申請リンクからアクセスいただくか、下記QRコードをスキャンして申請してください。

延長保育利用承認申請



延長保育の利用を申請するページにつながります。延長保育については入所案内10ページを参照してください。

延長保育利用 中止（変更）承認申請



延長保育の利用中止又は変更の利用を申請するページにつながります。延長保育については入所案内10ページを参照してください。

（連続して6日以上の） 欠席届



休所日を除いて連続して6日以上欠席する場合に欠席届を申請するページにつながります。欠席届については入所案内7ページを参照してください。

通所登録抹消届（退所申請）



通所登録の抹消（退所）を申請するページにつながります。登録抹消については入所案内10ページを参照してください。

電子申請についてのお問い合わせは、児童クラブ課(077-528-2776)へご連絡ください。